

南大隅町旅行商品造成支援事業実施要綱

(目的)

第 1 条 南大隅町への送客を目的とした旅行エージェント等が造成する旅行商品のうち、助成要件に含まれる旅程を計画し、本町の観光PR効果及び集客力が高いと認められる旅行商品に対して奨励金を支給することとし、本町への観光客誘致を促進する。

(対象)

第 2 条 旅行業の登録のある旅行エージェント

(要件)

第 3 条 旅行商品内容が下記の要件のどちらかに該当し、かつ、企画内容が下記の要件のいずれか 2 つ以上に該当しているものについて奨励金を支給する。

(1) 旅行商品内容

ア：南大隅町内に 1 泊以上宿泊する募集型企画旅行商品

イ：南大隅町内日帰り、かつ、南大隅町内で昼食をとる募集型企画旅行商品（昼食は南大隅町内事業者の弁当でも可とする）

(2) 企画内容

ア：根占港を活用する旅客船等を利用し、南大隅町内及びその周辺地域をコースに取り込んだもの。

イ：佐多岬コンシェルジュを利用し、地域と密着した素材を取り込んだもの。

ウ：南大隅町内の観光施設を取り込んだもの。

エ：南大隅町内の体験メニューを取り込んだもの。

オ：南大隅町内の観光素材を取り込んだもの。

(受付期間及び対象催行期間)

第 4 条 申請書受付期間：当該年度の 4 月 1 日から

奨励金支給対象とする催行期間：当該年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日の間に催行されるもの。但し、年度を跨ぐ場合は催行日を基準とし、予算の範囲内で執行するため、申し込み順で受け付ける。

(奨励金交付条件)

第 5 条 旅行商品造成支援事業申請に伴い作成する旅行商品パンフレット等のPR販促物には、原則として「南大隅佐多岬最先端」のロゴマークを掲載すること。

(奨励金額及び奨励金限度額)

第6条 金額は採択された1旅行商品について送客実績に応じて次表により算定する。また1旅行商品当たり30万円を限度額とする。※送客実績には添乗員は含まれないこととする。

また、旅行商品の企画内容等が、次表による金額算定になじまない場合は、その都度、個別に金額を定めるものとする。

要件	基本額	基本額の範囲 (送客人数)	根占港を活用する旅客船等の利用有無。ただし、運輸局の届出、許認可等の手続きを完了したものに限る。		「佐多岬ナイトプログラム」組込有無(佐多岬エリアで行う夜間体験プログラム)。		基本額の範囲を超える場合 ※人数=基本額の範囲を超える人数
宿泊付	100,000	10名以上 20名以下	有	30,000	有	30,000	20名を超える場合 基本額+人数×1,000円
			無	0	無	0	
日帰り	30,000		有	30,000	有	30,000	20名を超える場合 基本額+人数×500円
			無	0	無	0	

※特例措置として、根占港を活用することを条件とし高速船を利用した旅行商品は同一年度内に数回実施してもその都度制度の対象とする。

(協議書の提出)

第7条 申請者は募集販売開始の7日前までに交付協議書(様式1)に関係書類を添えて南大隅町長(以下「町長」という。)へ提出しなければならない。但し、4月1日から4月14日の間に催行を設定している場合は4月1日付けでの協議書提出とする。

関係書類: 企画書(様式は問いません)及び「南大隅佐多岬最先端」のロゴマーク掲載のパンフレット等

(交付内定の通知)

第8条 町長は協議書を審査し、奨励金支給の可否の決定を行い、その旨を申請者に奨励金交付内定通知書(様式2-1)または、奨励金不採択通知書(様式2-2)で通知するものとする。

(変更協議書の提出)

第 9 条 申請者は当初協議した協議書に変更が生じた場合は速やかに変更協議書(様式 3)を町長へ提出しなければならない。但し、変更については「催行期間」、「振込先」の項目とし、「催行予定本数」は変更の必要はない。

(変更内定の通知)

第 10 条 町長は変更協議書を審査し、奨励金支給の可否の内定を行い、申請者に奨励金変更交付内定通知書(様式 4)で通知するものとする。

(申請書の提出)

第 11 条 申請者は、必ず旅行商品の全催行終了日 30 日以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日に奨励金交付申請(様式 5)に關係書類を添えて提出しなければならない。また、不催行申請(様式 6)を提出しなければならない。

關係書類：参加者名簿(名簿を提出できない場合は送客証明書)や送客実績集計表など実績を確認できる書類に貴社の証明印を押印したもの及び旅行商品パンフレット等の各種 P R 販促物現物(新聞広告等のコピーを含む)、アンケート等

(交付決定の通知)

第 12 条 町長は交付申請書の内容を審査後助成決定の可否を判断し奨励金決定通知書(様式 7)を通知するものとする。

(請求及び支払い)

第 13 条 申請者は奨励金決定通知書を通知後速やかに、請求書(様式 8)を町長へ提出しなければならない。その後、奨励金の支払いを行うものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 6 月 9 日から適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。